都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																														
		1．就学援助制度の周知方法																														
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）						（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								（6）（5）のクの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から充重世帯がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
19	19	17	18	8	8	7	10	18	2	2	5	5	0	0	19	0	0	0	0	13	6	0	0	0	0	4	4	6	0	12	6	0	4	4
山口県	下関市	○	○				○	○			○	就学時健康診断の案内とともに保護者へ郵送・保護者宛にメールで告知			○					○						○	・準要保護の希望者のうち前年度校納金の滞納があり、振込先が学校長口座で、新年度も学校長口座の場合は、学校（一教育委員会）に専用の申請書を提出。（申請者のみ提出）・要保護（修学旅行費）の希望者は専用の申請書を生活支援課（一教育委員会）に提出。（申請者のみ提出）			○	○			
山口県	宇部市	○	○		○			○							○						○					○	オンライン申請			○				
山口県	山口市	○	○	○				○			○	広報番組やデジタルサイネージで制度を周知、学校だよりに就学援助の記事を掲載するよう依頼。			○					○						○	申請を希望する者がLoGoフォームで教育委員会へ電子申請			○	○			
山口県	萩市	○	○		○	○		○							○						○									○	○			
山口県	防府市	○	○	○			○	○							○					○								○		○				
山口県	下松市	○	○		○		○	○							○					○								○						
山口県	岩国市	○	○		○	○		○		○					○						○					○	申請を希望する者がやまぐち電子申請サービスを利用して教育委員会に申請			○				
山口県	光市	○	○		○	○	○	○							○					○								○		○	○		○	・配布文書は目立つように色紙を使用 ・学校を通じて転入者に文書配布 ・児童扶養手当申請（他課）の受付時に就学援助に関する情報提供を実施
山口県	長門市	○	○	○		○	○	○							○						○									○	○			
山口県	柳井市	○	○	○			○	○							○					○								○						
山口県	美祢市	○	○	○	○	○		○							○					○										○				
山口県	周南市	○	○		○		○	○		○					○					○													○	子育てをサポートする部署と連携し、就学援助制度の利用が必要な家庭に周知を図っている。
山口県	山陽小野田市	○	○		○			○	○		○	・入学通知書とともに就学援助制度の書類を郵送。 ・就学援助を受けている保護者に、次年度の申請書類を郵送。			○					○										○	○			
山口県	周防大島町	○	○								○	就学時健診通知に就学援助制度、入学準備金申請案内を同封する。中学校入学者については、同時期に小学校へ申請案内の配布を依頼し、制度の周知を行う。			○						○												○	就学時健診通知に就学援助制度、入学準備金申請案内を同封する。中学校入学者については、同時期に小学校へ申請案内の配布を依頼し、制度の周知を行う。
山口県	和木町	○	○			○	○	○							○					○								○						
山口県	上関町		○	○				○							○					○								○						
山口県	田布施町		○	○			○	○			○	申請時期（4～5月）に町ホームページへ申請情報を掲載			○					○												○	入学時及び毎年度の進級時に案内文を配布しており、申請希望の有無に関わらず、全児童・生徒の保護者に対し周知している。
山口県	平生町	○	○	○				○							○					○										○				
山口県	阿武町	○				○	○	○	○						○						○									○				

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																							
		2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																							
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																							
		＜小学校＞（1）実施・検討状況について								＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）													＜小学校＞（6）（5）のコの内容	＜小学校＞（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
			ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	＜小学校＞（2）（1）のカの内容	ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他									
19	19	19	0	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	16	0	11	14	6	9	3	2	1	0	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	下関市	○								○											○			○								○	就学時健康診断の案内とともに保護者へ郵送・保護者宛にメールで告知									
山口県	宇部市	○								○										○			○	○		○															
山口県	山口市	○								○											○		○	○	○			○													
山口県	萩市	○								○											○		○	○		○	○														
山口県	防府市	○								○											○		○	○	○																
山口県	下松市	○								○											○		○	○		○															
山口県	岩国市	○								○											○			○	○	○															
山口県	光市	○								○										○			○	○		○															
山口県	長門市	○								○											○				○																
山口県	柳井市	○								○											○			○	○																
山口県	美祢市	○								○									○				○			○															
山口県	周南市	○								○											○		○	○		○		○	○												
山口県	山陽小野田市	○								○											○		○	○		○					○										
山口県	周防大島町	○								○											○											○	就学時健診の案内を送付する際、入学全支給の申請案内を同封している。									
山口県	和木町	○								○											○		○	○			○														
山口県	上関町	○								○											○										○										
山口県	田布施町	○								○											○			○		○						○	申請時期（12～1月）に町ホームページへ申請情報を掲載									
山口県	平生町	○								○											○		○	○	○																
山口県	阿武町	○								○											○						○														

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																											
		2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																											
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																											
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について								＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）							
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	＜中学校＞（2）（1）のカの内容		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．　8月以前	イ．　9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．　1月	キ．　2月	ク．　3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へと、場合の対応など、事務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育負担軽減制度があるから	オ．その他	＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
19	19	19	0	0	0	0	0	0		19	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	16	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	下関市	○								○											○								
山口県	宇部市	○								○										○									
山口県	山口市	○								○											○								
山口県	萩市	○								○											○								
山口県	防府市	○								○											○								
山口県	下松市	○								○											○								
山口県	岩国市	○								○											○								
山口県	光市	○								○										○									
山口県	長門市	○								○											○								
山口県	柳井市	○								○											○								
山口県	美祢市	○								○									○										
山口県	周南市	○								○											○								
山口県	山陽小野田市	○								○											○								
山口県	周防大島町	○								○											○								
山口県	和木町	○								○											○								
山口県	上関町	○								○											○								
山口県	田布施町	○								○											○								
山口県	平生町	○								○											○								
山口県	阿武町	○								○											○								

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																											
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																											4. 就学援助率
		（1）　令和6年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																					（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	令和5年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および額を安額を（5）に記入してください。）	テ．雇職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）			
																							倍	倍			
19	19	12	12	10	11	11	13	3	1	10	8	2	2	3	7	7	3	5	0	3	3	15	0	3	1	19
山口県	下関市	○			○	○	○									○						1.3				20%未満
山口県	宇部市	○																○				1.3				25%未満
山口県	山口市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○		1.3			区分1（1.3倍）、区分2（1.3～1.5倍）、区分3（1.5～1.87倍）の3段階で認定	20%未満
山口県	萩市		○				○										○			○		1.3				20%未満
山口県	防府市	○	○	○	○	○	○			○	○				○						○			児童生徒の属する世帯の前年度の所得が特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる基準金額に基づき本市教育委員会が定めた基準額の1.3倍未満である者		15%未満
山口県	下松市	○	○	○	○	○	○			○	○							○				1.3				15%未満
山口県	岩国市	○	○	○	○	○	○			○					○		○					1.3				15%未満
山口県	光市	○	○	○	○	○	○			○	○					○						1.3				20%未満
山口県	長門市	○	○	○	○	○	○			○	○					○						1.3				15%未満
山口県	柳井市																				○			同一生計者の所得額が、特別支援教育就学奨励費の需要額算定を基に教育委員会が定める需要額の1.3倍未満である。		20%未満
山口県	美祢市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○						1.3				20%未満
山口県	周南市																	○				1.3				20%未満
山口県	山陽小野田市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○			○		1.3				25%未満
山口県	周防大島町	○	○	○	○	○	○			○	○				○											20%未満
山口県	和木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○						1.3				10%未満
山口県	上関町															○						1.3				15%未満
山口県	田布施町																				○			認定を受けようとする年度に世帯構成員全員が納付すべき町民税の所得割課税額（住宅借入金等特別控除前）の合計額が、次の各号に掲げる額の合計額以下の者を認定する。 （1）20，240円　（2）認定の前年度12月31日現在の16歳未満の世帯構成員の数に21，300円を乗じて得た額		15%未満
山口県	平生町																	○				1.3				15%未満
山口県	阿武町		○				○							○				○				1.3				10%未満

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について
5. 令和6年度準要保護就学援助額
1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）
（1）費目毎の援助額 | | |

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について | | |